

ゴルフ場利用税

ゴルフ場を利用したときにかかる税金です。

<納める人>

ゴルフ場を利用した人

<納める額>

ゴルフ場の等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
税額（1人1日につき）	1,200円	1,100円	950円	800円	650円	500円	400円	300円

（注1）ゴルフ場とは、ホール数が18ホール以上でホールの平均距離が100m以上の施設（施設の総面積が10万㎡未満のものを除く。）及びホール数が9ホール以上18ホール未満で、ホールの平均距離が150m以上の施設です。

（注2）ゴルフ場の等級は、ゴルフ場のホール数、利用料金などを基準として、県が定めます。

※非課税及び税率の特例について

● 次の場合には、非課税となります。

- ① 18歳未満の者、70歳以上の者、障がい者の利用
- ② 国民スポーツ大会及びその最終予選会に参加する選手の利用（公式練習を含む。）
- ③ 学生等による教育活動のための利用
- ④ 国際競技大会に参加する選手の利用

● 次の場合には、税額が2分の1に軽減されます。

- ① 65歳以上70歳未満の者の利用
- ② ねんりんピック等に参加する選手の利用
- ③ 国民スポーツ大会に準ずる競技会等に参加する選手の利用
- ④ 早朝・薄暮の利用（利用料金が2分の1以上軽減されているゴルフ場）

<申告と納税>

施設の経営者が、利用した人から利用料金と一緒に税金を受け取り、毎月分を翌月15日までに申告し、納めることになっています。

<市町村への交付>

県に納められたゴルフ場利用税の70%は、そのゴルフ場の所在する市町村に交付されます。

（複数の市町村に係る場合は面積の割合であん分）

●鳥取県内のゴルフ場（令和8年4月1日現在）

- ・鳥取ゴルフ倶楽部（鳥取市浜坂）
- ・鳥取カントリー倶楽部（鳥取市洞谷）
- ・日本海ゴルフ倶楽部〔稲葉山〕（岩美町唐川）
- ・神田ゴルフクラブ（大山町加茂）
- ・大山平原ゴルフクラブ（伯耆町丸山）
- ・大山アークカントリークラブ（伯耆町三部）
- ・旭国際浜村温泉ゴルフ倶楽部（鳥取市御熊）
- ・米子ゴルフ場（米子市両三柳）
- ・光好カントリー倶楽部（琴浦町光好）
- ・グリーンパーク大山ゴルフ倶楽部（南部町荻名）
- ・大山ゴルフクラブ（伯耆町小林）

計11ヶ所

<この県税についてのお問い合わせ先>

この県税についてお尋ねになりたいことがありましたら、西部県税事務所または県庁税務課までお問い合わせください。

名 称	担 当	電 話 番 号	FAX 番 号	所 在 地
鳥取県西部県税事務所	事業税・間税担当	(0859)31-9627	(0859)31-9613	〒683-0823 米子市加茂町一丁目1（米子市役所2階）
鳥取県庁税務課	課税担当	(0857)26-7053	(0857)26-7087	〒680-8570 鳥取市東町一丁目220（第一庁舎5階）